

## 国や本市の動向について

### 1 国の動向について

#### (1) 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」【参考資料1】

国においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国の手引」という。)を策定している。

これは、過去の学校統合に関する通知や手引、中央教育審議会での検討を受け、改めて、各市町村が教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、学校統合の適否やその進め方、小規模校を存続する場合の充実策等について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものである。

#### (2) 学校教育法の改正【参考資料2】

平成27年6月、学校教育法が改正され、平成28年4月から、義務教育学校及び小中一貫型小・中学校という新たな学校の形態が制度化されることとなった。義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員集団が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校であり、標準学級数は18学級以上27学級以下とされている。

義務教育学校に移行することにより、従前の小中一貫教育推進に当たって課題となっていた、学校間の調整事務による教職員の多忙化を解消できるだけでなく、校長が一人になることにより意思決定、意思統一が円滑になったり、人事異動があった場合等にも継続的・安定的に取組を実施できたりするなどのメリットが加わることが考えられる。さらに、特別の教育課程を編成した特色ある取組が行えるようになる。

#### (3) 学習指導要領の改訂【参考資料3】

平成29年3月、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂された。新しい学習指導要領では、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生きる力の育成を目指すことが示されている。中でも、「対話的な学び」を実現するには、自分で考えたことを、意見交換したり、議論したりする活動を授業に積極的に取り入れることが重要となる。

また、小学校学習指導要領においては、互いの考えを伝えるなどしてグループや学級全体で話し合うような言語活動を通して指導することや、コミュニケーション能力の育成を促すための言語活動を積極的に行うこと、ペア・ワークやグループ・ワークなどの学習形態を適宜工夫することが新しく示されている。

### 2 本市の動向について

#### (1) 「姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン2020」【参考資料4】

本市のマスタープランである姫路市総合計画は、平成21年3月に策定され、その中で「教育上望ましい集団活動が実践できる環境を確保するため、(中略)学校の規模、配置の適正化を進めるなど、本市に必要な教育改革を推進することとしている。

また、平成 30 年度から平成 32 年度の第 4 次実施計画においても、「学校規模・配置の適正化」事業が位置付けられている。

(2) 「姫路市教育振興基本計画」【参考資料 5】

教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」として、平成 27 年 3 月に「姫路市教育振興基本計画」を策定した。この計画は、学校教育分野と社会教育分野に関する教育行政の中心的な計画であり、平成 31 年度までを計画期間としている。計画中、「子供の学びを支える教育環境整備の推進」のための具体的取組として、「生活や学習集団としての望ましい教育環境を保つためには、一定の学校規模を保つことが重要であることから、過小規模校については、校区の見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を検討し、学校規模や配置の適正化を図ること」としている。

(3) 「姫路市公共施設等総合管理計画」【参考資料 6】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化を目的とし、平成 28 年 3 月に策定された。

本計画においては、計画期間である平成 37 年度（2025 年度）までに「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」等を参考に、小学校及び中学校の適正規模・適正配置について検討し、個別実施計画を策定することとなっている。

(4) 「姫路市小学校適正規模について」（平成 21 年 3 月）【参考資料 7】

本市教育委員会の基本的な考え方をまとめた内容であり、学校の適正規模として、「小学校の学級数については 12 学級以上 24 学級以下が望ましい」としている。

また、5 学級以下の過小規模校は、校区見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を図り、一方で、31 学級以上の過大規模校は、児童数が減少傾向にある事由等から、直ちに分離・新設を行うべきではない、としている。

(5) 小中一貫教育の推進

本市では、平成 20 年 12 月に策定した「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づき、平成 23 年度から小中一貫教育を全市展開している。全 35 中学校ブロックにおいて小中学校共通の教育目標を設定し、児童生徒の実態や地域の特性に応じた取組を通して、学力の向上と人間関係力の育成を目指している。

そのような中、平成 30 年 4 月から、白鷺小学校及び白鷺中学校が義務教育学校である白鷺小中学校としてスタートした。今後は、学校運営協議会が立ち上がった中学校ブロックから、その意向を聞きながら、義務教育学校への移行を検討する予定である。